

○奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱

平成26年11月26日教育委員会告示第10号

改正

令和4年8月1日教委告示第13号

奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒等の教育、文化及び芸術の各種大会（以下「各種大会」という。）の参加に要する経費の一部を補助するため、予算の範囲内で奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱において、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者（以下「対象者」という。）は、前条の規定により大島地区、鹿児島県又は鹿児島地区を代表して県内外の各種大会に参加するもので、文部科学省及び文化庁が主催、共催又は後援する九州及び全国規模の各種大会に参加する団体又は個人とする。

2 その他特に市長が必要と認めたもの

3 補助対象人員は、各種大会の開催要項に定められた人員以内で指導者等を含める。ただし、個人参加の各種大会にあつては、市長が必要と認めるときは、指導者1名を加えることができる。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅費 各種大会へ参加する交通費及び宿泊費

(2) 運搬費 各種大会参加に必要な道具等の運搬費（個人出場を除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旅費 2分の1の額とする。ただし、九州大会は1人当たり2万円、九州大会の上位大会は1人当たり4万円を上限額とする。

(2) 運搬費 10万円以上の運搬費に限り、2分の1の額とする。ただし、九州大会は1大会当たり20万円、九州大会の上位大会は1大会当たり30万円を上限額とする。

2 前項の規定にかかわらず全国大会で最も上位の成績を収めた場合は、旅費及び運搬費の全額を補助する。

(交付の申請)

第5条 補助金を受けようとするものは、あらかじめ、奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付申請書に各種大会の開催要項その他の当該大会の概要を示した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付決定を受けた対象者は、各種大会が終了したときは、速やかに、奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

(様式)

第8条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月25日から施行（以下「施行日」という。）し、平成26年12月1日以後に開催される各種大会に係る旅費から適用する。
- 2 平成26年12月中に開催される各種大会に係る補助金の交付の申請は、第5条の規定にかかわらず、施行日以後に行うものとする。

附 則（令和3年10月1日教委告示第16号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日教委告示第13号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。